

個人

<http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/economy/copyright/?1096379967>

<http://plaza.rakuten.co.jp/ginganohotori/diary/200406300000/>

上記の様なニュースや事件を読ませて頂いて思うのですが、JASRACの今回のダンス教室への訴訟など、少々やりすぎとも思える面があると思うのは私だけでしょいか？

確かに、著作権は守られるべき法律であり、個人個人のモラルに関わる問題でもあると思います。

しかし「下を見ればきりが無い」ではありませんが、今回訴訟の対象となったダンス教室など「個人の趣味で音楽を楽しんでいる」ものの他に、取り締まるべき対象がたくさんあるのではないのでしょうか？

海外での違法コピーなども、メディアで取り上げられる機会が少ない為、果たしてそれらの著作権違反に対してどのような行動を行われているかも、一般の人々には分かりにくいと思います。

また、JASRAC側としても、体制や徴収の仕方などに改善すべき点が多くあるように見受けられます。

例えば、ボランティア団体でも音楽をもっと有効に活用できるように、手続きを簡略化したり、料金を安くしたりと、改善すべき点はもっとあるはずだと思えるのです。

それに、これほどまでに生活に密着した「音楽」という物に対する著作権料を「アーティストなどの代わりに徴収している」のだとするのならば、その内訳・内容をもっとオープンにするべきだと思います。

JASRACのHPから一般会計のPDFをダウンロードして、見させて頂いたのですが、一体徴収した内のどのくらいがアーティストに還元されているかなどは、全く分かりません。

これではJASRACが徴収している「著作権料」が正当な金額かどうかも全くもって分かりません。

音楽の不正使用が許される社会があってはならないとは分かっていますが、もう少し一般の人々が「音楽を自由に楽しむ」事が出来るようになってもいいのではないかと思います。

また、蛇足ではありますが、このような意見を募る機会を設けるのであれば、どのような意見が集まったのかをきちんと国民に開示し、これからの為に役立てて頂きたいと思います。

個人

私は実際に著作権と深く結びつくような仕事につく気もありませんし、現在そのようなものに関わっているわけではありませんが、現在の著作権等管理事業法の現状を見ていると、関わるつもりが無くとも関わったり、悪気のない侵害をしてしまいそうなのが現実だと思います。やはり、名古屋のダンス教室の件や障害者に対する福祉の規制緩和等は必要だと思います。実際に著作権というものに過敏になり過ぎていることや、音楽等の使用料の高さも問題だと私は思います。肝心の事は著作権所持者と我々との著作物に対する用途の善し悪しであり、これは教育と常識の範疇で調整することができれば幸いです。実際には法律も必要だとは思いますが、日本音楽著作権協会のような必要以上の著作権管理には常識の範疇での管理を期待したいものです。私は日本、人間の持つ常識に対する徳というものに期待したいです。

個人

著作権については、縛りすぎじゃないでしょうか？もうすぐデジタル放送（テレビ）が始まりますが、あれは一度録画すると録画した機械以外では見れないという一般人を馬鹿にしているような気がします。このごろスーパーなどに買い物に行った時、歌詞のついてない音楽（BGM）が流れたり、独自の曲を流したり、このままでは音楽というものが無くなるくらい、著作権が固すぎるのではないのでしょうか？お金を払って買ったCDをお店で再生するためには、著作権料を払えとはちょっとおかしいと思います。お金を払って買ってるのですから、もっと軽くすべきだと思います。

個人

・第十七条の「情報の提供」にて、管理事業者の情報の提供を「努力義務」としているが、これを「義務」化するように求める。

正しい利用情報が提供されなければ、正しく著作物を利用する事が困難になり、不正利用または利用の萎縮が起き得る。

不正利用は、著作権者にとって不利益になる。利用の萎縮は、文化の萎縮に繋がる。

どちらの場合も、第一条に掲げる「著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護すること及び「文化の発展に寄与する」ことに反する。

・管理事業法成立の際、衆参両議院にて付帯決議が付けられた。

その中に、

「管理事業者間の自由かつ公正な競争の確保」

「著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止」

「著作物等の利用の円滑化」

上記項目達成のため、公正取引委員会をはじめ関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導を行うこと

となっているが、これを尊重し遵守するよう、求める。

現状では、管理事業者間の公正な競争が行われているとは到底思えず、旧仲介業務法時代に設立された管理事業者の寡占が行われている場合が多いように見受けられる。(音楽業界が顕著)

その寡占状況により、委託者に対する圧力をかけ、特定事業者のみを選択せざるを得ない場合もあると聞く。これは、一般の企業の場合、独占禁止法に抵触するおそれもあるように思う。

以上。

個人

やってる事が唐突でめちゃくちゃです！
著作権さえ守ればあとは何をやってもいいのでしょうか？
著作権社の権利を保護するため、著作権管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにすべきです！

個人

著作権者の権利を正当に保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は廃止し委任契約のみにすべきである。

個人

日本音楽著作権協会（以下 JASRAC）の行っている業務の内、ライヴハウス等の管理に問題があると思われます。

私は JASRAC で契約取扱委託員として働いていた経験と、同時にライヴハウスで音楽活動をしていた経験から申し上げます。

著作権等管理事業法に

監督

2)業務改善命令

文化庁長官は、著作権等管理事業者の業務の運営に関して委託者又は利用者の利益を害する事実があると認めるときは、委託者又は利用者の保護に必要な限度において、著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款又は使用料規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

とありますが、これに照らし合わせてライヴハウス等の管理の現状において「委託者又は利用者の利益を害している」可能性があります。

JASRAC のライヴハウス管理は内部では「A31」という種目です。

使用料規定を見るとわかりますが、キャバレー等の社交場～歌謡曲をレパートリーとするバンドばかり出演するような昔ながらの店、を基準にしたとしか思えません。これで「コピーバンドがよく出るロック系ライブハウス」も「新しい音楽を追及しているバンドが多いオリジナル系ライブハウス」も「スタンダードジャズ中心のジャズ喫茶」も「ほとんどフリージャズしかやらないフリースペース」も同じように管理しようとしています。

つまり現場の音楽的性格を理解した上での徴収／分配のシステムではない、ことが問題です。

まず、分配に関しては利用者から見ると全く不透明です。現場の音楽的性格を無視した一律の徴収のため、利用者が支払った使用料が委託者へ適正に分配されているのか、大きな疑問が残ります。

例えばジャズの店が支払った金額がジャズの作家に渡っているのか、信じられるだけの材料を JASRAC は提示しません。

分配が適正かどうか信じられない、ということは「循環理論」が崩れることとなります。

「著作権使用料は作詞家・作曲家へ分配され、そこでさらに良い音楽が生まれ出される。それが再び演奏され、音楽利用者（演奏家／お店等）に繁栄をもたらす事につながる」

これが「循環理論」とJASRACが呼んでいるものです。利用者がJASRACに使用料を払うことで何のメリットがあるかという、この「循環理論」しかありません。つまりこれはJASRACの存続、ひいては著作権という考え方の存在意義にもかかわる重要な理論なわけで、これが崩れるとJASRACの存在理由が問われます。

また、徴収の面で特に問題なのは、管理外の「オリジナル曲」を演奏しているライブハウスにまで不当な徴収を行おうとする傾向があることです。JASRACは「全ての音楽は管理下にある」かの如き姿勢で管理に当たっていて、それは大きな思い上がりです。音楽には管理楽曲と非管理楽曲があり、実際に現場で演奏されているのは非管理楽曲も多い、それが音楽文化の現場だ、という認識が欠けています。

さらに、管理楽曲を使用する店に対しても、ライブハウスに対する料金設定／遡求分請求は、JASRACが自ら提唱する「音楽文化を守る」という観点から見て、不当に高額なものと思われまます。

視点を変えてみます。

著作権法には、著作物の定義として「思想又は感情を創作的に表現したもの」とありますが、この“表現”という事を考えると憲法で保証されている“表現の自由”にも関わってくるはずで、他人の表現したものを尊重する、ということも表現の自由に含まれる事で“著作権を守る”ということは“表現の自由を守る”ということに繋がり、ひいては憲法にも関係してきます。

ここから考えていくと、この事は「ライブハウスのオリジナル主張を認めながらないJASRACの姿勢がなぜ問題なのか」の根拠にもなります。

JASRACも“著作権を守る”という立場に立つのなら管理外オリジナル曲に対して「他人の表現したものを尊重する」という観点から尊重すべではないのか。オリジナル曲を演奏している現場は「著作者自信が、自らの音楽著作物の演奏権を、自ら行使している場」だということを、JASRACは認識しないといけない。オリジナル主張を認めずに不当に徴収をかけようとするのは、著作権法やベルヌ条約の精神、ひいては憲法に保障される表現の自由の精神にも反する事になるのではないのか？

生演奏の現場では、しばしばインプロヴィゼーション(即興演奏)が行われます。

フリージャズ等、ライブハウスの性格によって、その割合が恒常的に大きい現場もあります。こういう場はまさに「著作行為そのものが行われている現場」です。このような現場は音楽文化が発生する原点です。

しかし JASRAC はこういう事を理解できる音楽的素養のある人材が職務にあっていません。

そして、インプロヴィゼーションではなく、楽曲（管理内外問わず）を演奏したとしても、そもそも「演奏」という行為は「感情を創作的に表現」する事ではないでしょうか。

“演奏”という行為も「感情を創作的に表現」する事である。つまり演奏行為は“著作行為”としての性格を持つものであり、単に録音物を再生するだけの「音楽利用」とは違うという認識が必要なはずだ。JASRAC も「著作権を守る」という立場に立つのなら演奏という行為を“著作行為”としても尊重し、生演奏の店は“著作行為の現場”として尊重するべきである。

ライブハウスはこのように“著作行為の現場”として音楽文化への貢献度は高く、こういう場からは常に新たな音楽が生まれている。

JASRAC はこれを正しく評価するべきである。

「音楽文化を守る」というのならば、これは必要な認識であるはずだ。

新たな音楽が生まれれば、やがて管理委託される楽曲も発生するわけで、これは JASRAC にとっても将来的にメリットになるはずです。

JASRAC はこういう認識をもってライブハウス管理を行うべきと思いますが、現状では「オリジナル曲」を演奏するライブハウスに不当な徴収をかけようとし、それ以外のライブハウスに対しても不当に高額な料金設定／遡求分請求を行っています。

それにより、本来音楽文化への貢献度が高いはずのライブハウスの存続を危うくする事態が発生しています。これは「音楽文化を守る」ことに反しています。委託者も利用者も音楽文化に携わっているわけで、この現状は「委託者と利用者、両方の利益を害している」こととなります。

以上から考えて、JASRAC は、ライブハウスの音楽文化への貢献度に配慮し、その管理において、現状の使用料規定やその運用を改善するとともに、委託者への分配も「循環理論を信じられるものにする」という観点から、透明性を高める努力をすべきと思います。

加えて、真に「音楽文化を守る」という立場から業務を行うに足る、音楽的素養のある人材の育成／登用も JASRAC の急務と思われる。

「業務改善命令」の条文があるのだから、文化庁長官は、JASRACに対し、「業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる」ことを望みます。

個人

著作権等管理事業法の目的として、

>① 著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、

>② 著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、

> もって文化の発展に寄与することを目的とする。

としていますが、管理委託契約のうち信託契約は、

>委託者が受託者に著作権等に移転し、著作物等の利用の許諾その他の

>当該著作権等の管理を行わせることを目的とする

であります。

目的を達成するためだけであれば、著作権等が移転する必要はありません。

必要があるとすると、委任契約の存在の理由が明確になりません。

著作権者が自身の著作物を利用する際にも、信託者から許諾を得なければならない信託契約は、法的ではなく、一般の人から見て存在の理由が不明です。著作権等の権利は、著作者の直接の権利であり続けるべきです。

信託契約を廃止し、委任契約のみにすべきであると意見します。

このような意見・見解がおかしいとお考えになる場合は、HP 上等に、信託契約の「明確」な存在理由が掲載されていないからだとお考えください。

著作権等が移転する「必要性」が明確に示されれば、このような意見は出ません。

法律等には詳しくありませんが、著作権等に詳しくない、一般人からの見方としてご一考いただければ幸いです。

個人

著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにすべき

個人

著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにすべき。